令和２年１２月オレンジ勉強会

投資事業有限責任組合の概要

令和２年１２月１８日
弁護士　馬場直仁

第１　投資事業有限責任組合とは

有限責任組合法に基づき組成される組合。

ファンドの運営主体である無限責任組合と出資者である有限責任組合員が投資事業有限責任組合契約を締結することにより組成される（法２条２項）。

税務上，有限責任組合員は法人課税を免れることができ，組合員の段階で課税されるパススルー課税となっている。

第２　金融商品取引法上の規制

１　原則

ＧＰが，ＬＰとして出資するように投資家に対して勧誘を行うことは，金融商品取引法第２条８項７号ヘに掲げる集団投資スキーム持分の「私募又は募集」に該当し，また，組合財産の運用を行うこと（自己運用）は，同項１５号ハに当たるのが通常であるため，ＧＰは，金融商品取引業の登録を行う必要がある（同法２９条）。

２　適格機関投資家特例業務

ＬＰを「適格機関投資家等」に限定することにより，ＧＰは，適格機関投資家等特例業務の届出を行うことにより，上記の行為を金融商品取引業の登録なしで行うことができる。

「適格機関投資等」の範囲は，以下のとおり

①１名以上の適格機関投資家

②４９名以内の特例業務対象投資家

第３　主な投資事業有限責任組合契約の条項

１　出資の方法
２　出資約束期間
３　キーパーソン条項
４　利益相反
　　他ファンドの運営
　　ＧＰとの関係
５　有限責任組合員の権限等
６　分配
７　管理報酬
８　持分処分の禁止

以　上